

(宛先)
吹田市保健所長

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

営業届

食品衛生法(第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則厚生労働省のオープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。
☐ 届出者住所 ☐ 届出者氏名 ☐ 施設の所在地 ☐ 施設の名称 ☐ 施設の電話番号 ☐ その他()

※吹田市の情報提供(オープンデータ含む)において「施設の電話番号」を公開することに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 ☐
(注)許可申請者氏名、許可施設の所在地及び許可施設の名称については、チェックの有無に関わらず吹田市のオープンデータとして公開します。

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)※法人の場合は記載不要	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	吹田市					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類		食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く		受講した講習会		都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 受講年月日 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載			
	自動販売機の型番		業態			
HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
じ業 た種 情に 報応	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※この届出等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出等の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営業の形態					備考
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)				電話番号	
	担当者氏名					
備考						

【裏面:許可のみ】

申請者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道)		
	② ☐ ①以外の飲用に適する水		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ※「生食用食肉取扱者設置(変更)届」も別途必要
	ふぐの処理を行う施設		☐
	(ふりがな) ふぐ処理登録者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	登録年月日及び登録番号	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐
	☐ 水質検査の結果(飲用に適する水使用の場合)		☐
	☐		☐
	☐		☐
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営業の種類
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
収入		受付	【連絡事項】 【受付担当者】 【受付簿記入】 ☐ 済 【システム入力】 ☐ 済